○農林水産省告示第千二百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年八月二日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県栗原市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年八月二日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県栗原市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年八月二日

農林水産大臣　山田　正彦

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　福井県南条郡南越前町広野四二字赤谷奥三の六五・四三字赤谷口ノ上一の二九・二の一五・二の一六・二の一八（以上五筆国有林）、二の六（次の図に示す部分に限る。）、一一二字寄小谷一の一一・一の一三（以上二筆国有林）、一の一五、一の一六、一一三字菅谷一の二四、一の二五（次の図に示す部分に限る。）、一の二八、一の二九、一二一字無寺前一の一五から一の一九まで・一の三五（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、一の一四、一の三六から一の三九まで、宇津尾九六字口高一五の一、一七の三、一八の三、二〇の三、二五の二四、二五の二六、二五の二七、九七字八鎌六の三、六の四、一〇の一、一一の一（次の図に示す部分に限る。）、一二の三、一三の五から一三の七まで、一六の二、一七の三、一七の四、一八の三、二七の八、二七の九、二七の一八、二七の三一から二七の三六まで、三の二、五の三から五の六まで、六の四、一四の一、一四の二七、一四の二八、二二の三、二二の三、二三の一（次の図に示す部分に限る。）、二四の三、二五の四、二六の三から二六の五まで、一〇一字大脇一二の二、一二の一二、一二の一六、一二の一八、一二の二〇、一二の二二、一二の二三、一〇二字口之俣二の三、二の四、一〇三字奥之俣一四の五（次の図に示す部分に限る。）、一四の一七、一四の一九、一四の二一から一四の三三まで、一〇六字透之谷三〇の五・三〇の六・三〇の一七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一の三、二の三、三の一、四の二、八の二、一三の三、三〇の三七から三〇の四五まで、一〇九字木之子谷一の一、二の五、二の六、七の一二、七の一三、一二の一、一一〇字葛根谷一の一・六の四・一七の五・一七の二一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一七の一七から一七の二〇まで、一一一字宮ノ上一一の三・一五の一六・一五の一八・一五の一九・一五の二三・一五の三七（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、一三の一、一四の三、一二字蛇綱一四の三・一五の三・一六の三・一七の三・一八の三・一九の三・二一の三・二一の四・二七の四五・二七の六三（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）、一四の一、一五の四、一六の四、一七の四、一八の四、二〇の二、二〇の三、二二の三、二七の六二、一一三字村之上九の一・九の二・一〇の一・一〇の二・一一の一・二一の一五・二一の一六（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、一一の三、二一の二三から二一の三〇まで、一一五字東白石九の一・一〇の一・一二の一・一三の一・一四の四から一四の六まで（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、一の一、二の一、三の二、四の二、四の三、五の一、六の一、七の一、一一の一、一四の七、一四の二三、一四の二四、一一七字和利谷一の三

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　解除の理由　指定理由の消滅

二(一)　解除に係る保安林の所在場所　福井県南条郡南越前町広野八一字壁立一の二〇・一の三一（以上二筆国有林）、一の一一、一の二一から一の二三まで、一の二六から一の二九まで、一の三二、宇津尾九八字念佛谷四の三、四の四

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を福井県庁及び南越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年八月二日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県小千谷市大字塩谷字峯ノ外一四七七の八から一四七七の一〇まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○国土交通省告示第八百九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、綴喜都市計画事業南田辺北特定土地区画整理事業の施行規程の変更（第2回）及び事業計画の変更（第3回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十二年八月二日

国土交通大臣　前原　誠司

一　縦覧開始の日　平成二十二年八月三日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　京都府木津川市相楽台一丁目五番地　独立行政法人都市再生機構西日本支社関西文化学術研究都市事業本部

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第八百十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年八月二日

国土交通大臣　前原　誠司

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

科沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十四年建設省告示第八百三十九号で指定した第三号に掲げる土地の区域を除く。）

山形県東田川郡庄内町科沢

字滝ノ沢

一〇七番一　一号及び三十九号

一一〇番　二号及び三十八号

一〇八番一地先水路敷　三十六号

字東山

二四番　三号

一七番一　四号から七号まで、三十四号、三十五号及び三十七号

一七番二　八号

一七番四　九号から十二号まで

一七番六　十三号

一七番八　十四号

一七番一九　十五号

一一番四〇　十六号

一四番三六　十七号

一四番三四　十八号及び十九号

一四番三五　二十号及び二十一号

一四番一四　二十二号及び二十三号

一一番二四　二十四号

一一番二五　二十五号

一一番二六　二十六号から二十九号まで

一一番二七　三十号

一一番三一　三十一号及び三十二号

一七番三　三十三号